

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）

について

計20枚（本紙を除く）

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

Vol.126

平成21年12月25日

厚生労働省老健局

総務課

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3909）

FAX：03-3503-2740

事 務 連 絡

平成 21 年 12 月 25 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）について

常日頃、介護保険制度の円滑な運営にご尽力いただき、心から御礼申し上げます。

さて、平成 21 年 12 月 15 日に地方分権改革推進計画（別添）が閣議決定されましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対しまして、周知方よろしく願いいたします。

（問い合わせ先）

厚生労働省老健局総務課

企画法令係

TEL 03 (5253) 1111（内線 3909）

地方分権改革推進計画について

〔平成21年12月15日〕
閣 議 決 定

地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）第8条第1項の規定に基づき、地方分権改革推進計画を別冊のとおり定める。

地 方 分 権 改 革 推 進 計 画

平成 2 1 年 1 2 月

この報告は、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）第8条第3項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目 次

前文	1
第1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	1
第2 国と地方の協議の場の法制化	2
第3 今後の地域主権改革の推進体制	2

別紙

地域主権の確立は、鳩山内閣の「一丁目一番地」である重要課題であり、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていかねばならない。

このため、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について、以下のとおり所要の取組を推進することとする。

なお、本計画が定める取組のうち、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成 22 年通常国会に提出することを基本とする。

第 1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告（以下「第 3 次勧告」という。）を尊重し、地方自治体から要望のあった事項を中心に、別紙における「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」、「2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し」、「3 計画等の策定及びその手続の見直し」及び「4 その他の義務付け・枠付けの見直し」に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講ずるものとする。

「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」において、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、第 3 次勧告に沿って、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

なお、義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする。

第2 国と地方の協議の場の法制化

国と地方の協議の場については、法制化に向けて、地方とも連携・協議しつつ、政府内で検討し成案を得て法案を提出する。

第3 今後の地域主権改革の推進体制

本計画は、当内閣の地域主権改革の第一弾である。今後は、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）を中心に、地域主権改革の推進に資する諸課題について更に検討・具現化し、改革の実現に向けた工程を明らかにした上で、スピード感をもって改革を実行に移すものとする。

同会議については、内閣を助ける明確な権限と責任とを備えた体制とすることにより、地域主権改革をより一層政治主導の下で推進していくため、必要な法制上その他の措置を講ずることとする。

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

〔文部科学省〕

(1) 学校教育法（昭 22 法 26）

- ・ 学校の設備、編制その他に関する設置基準（3 条）として文部科学大臣が定める幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各設置基準の内容の見直しについて、地方公共団体からの要望等を踏まえ対応する。

(2) へき地教育振興法（昭 29 法 143）

- ・ へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する基準（5 条の 2）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

これに伴い、へき地手当に準ずる手当に関する基準（5 条の 3）も同様に改める。

(3) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭 33 法 116）

- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制基準に係る都道府県から市町村への権限移譲、都道府県教育委員会への同意を要する協議については、地域主権改革の観点や教育条件整備全体の観点を踏まえ検討する。

〔厚生労働省〕

(4) 児童福祉法（昭 22 法 164）

- ・ 指定知的障害児施設等に従事する従業者に関する基準（24 条の 12 第 1 項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（同条 2 項）を、条例（制定主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 児童自立支援施設の職員に関する規定（施行令 36 条 5 項）は、廃止する。
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（45 条 2 項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市、中核市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。）及び児童相談所設置市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部

の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

(5) 老人福祉法（昭 38 法 133）

- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（17 条 2 項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(6) 職業能力開発促進法（昭 44 法 64）

- ・ 公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準（15 条の 6 第 1 項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準（15 条の 6 第 3 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(7) 介護保険法（平 9 法 123）

- ・ 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（74 条 1 項、78 条の 4 第 1 項、115 条の 4 第 1 項、115 条の 14 第 1 項）並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（74 条 2 項、78 条の 4 第 2 項、115 条の 4 第 2 項、115 条の 14 第 2 項）を、条例（制定主体は、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの基準については都道府県、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準については市町村）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする（ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とする。）。

- ・ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（88 条 1 項、97 条 2 項（ただし、医師及び看護師を除く。）、110 条 1 項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（88 条 2 項、97 条 1 項（ただし、療

養室、診察室及び機能訓練室を除く。)及び3項、110条2項)を条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(8) 障害者自立支援法(平17法123)

- ・ 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(43条1項)並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条2項)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(44条1項)並びに当該施設の設備及び運営に関する基準(同条2項)を条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準(80条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(84条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(9) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）（文部科学省と共管）

- ・ 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準（3 条 1 項 1 号及び 2 号、2 項 1 号）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。
- ・ 認定こども園の表示に関する基準（6 条 2 項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

なお、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律における施設等基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。

〔国土交通省〕

(10) 公営住宅法（昭 26 法 193）

- ・ 公営住宅の整備基準（5 条 1 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 公営住宅の入居者資格（23 条）について、同居親族要件（同条第 1 号）を廃止するとともに、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（同条第 2 号）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。
条例制定の基準は、本来階層（同条 2 号ハ）に係るものについて定めることとし、これを「参酌すべき基準」とする。
ただし、収入基準として条例で定める金額の上限は収入分位 50%相当の額とする。

(11) 道路法（昭 27 法 180）

- ・ 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（30 条 1 項、2 項）について、設計車両、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除き、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項（45 条 2 項）のうち、案内標識及び警戒標識（これらに付随する補助標識を含む。）の寸法及び文字の大きさに係る基準を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(12) 河川法（昭 39 法 167）

- ・ 準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準（100 条により準用する 13 条 2 項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し

〔内閣府〕

(1) 災害対策基本法（昭 36 法 223）（総務省と共管）

- ・ 都道府県防災会議の都道府県地域防災計画の作成又は修正に係る内閣総理大臣への協議（40 条 3 項）は、事後報告・届出・通知とする。

〔総務省〕

(2) 地方自治法（昭 22 法 67）

- ・ 財産区における財産等の処分等に係る都道府県知事への同意を要する協議（296 条の 5 第 2 項）は、廃止する。
- ・ 財産区における不均一課税等に係る都道府県知事への同意を要する協議（296 条の 5 第 5 項）は、廃止する。

(3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭 37 法 88）

- ・ 市町村の総合整備計画の策定に係る都道府県知事への協議（3 条 1 項）に関し、当該計画の内容のうち、整備を必要とする辺地の事情及び総務省令で定める事項（同条 2 項 1 号及び 5 号）に係る都道府県知事への協議は、廃止する。

(4) 過疎地域自立促進特別措置法（平 12 法 15）（農林水産省、国土交通省と共管）

- ・ 市町村計画の策定に係る都道府県への協議（6 条 1 項）に関し、当該計画の内容のうち、地域の自立促進の基本的方針に関する事項及び地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項（同条 2 項 1 号及び 10 号）に係る都道府県への協議は、廃止する。
- ・ 市町村が管理する公共下水道の幹線管渠等の設置を都道府県が行う場合の公共下水道の指定に係る都道府県への協議（15 条 3 項）は、廃止する。

〔文部科学省〕

(5) 学校教育法（昭 22 法 26）

- ・ 市町村の設置する幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可（4 条 1 項 2 号）は、届出とする。

(6) 文化財保護法（昭 25 法 214）

- ・ 国の所有に属する土地等において発掘を施行しようとする場合における地方公共団体の教育委員会の関係各省各庁の長その他国の機関への協議（99 条 2 項）は、廃止する。

(7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭 31 法 162)

- ・ 学校運営協議会を置く学校の指定に係る市町村教育委員会の都道府県教育委員会への協議 (47 条の 5 第 9 項) は、廃止する。

〔厚生労働省〕

(8) 水道法 (昭 32 法 177)

- ・ 地方公共団体による事業認可 (6 条、26 条) に係る申請事務の簡素化を図る。
- ・ 地方公共団体が事業の変更を行う場合における厚生労働大臣の認可を要しない軽微な変更 (10 条、30 条) の範囲を大幅に拡大する。

(9) 国民健康保険法 (昭 33 法 192)

- ・ 市町村が一部負担金の割合を減じようとする場合その他政令で定める場合における都道府県知事への協議 (12 条) は、廃止する。

(10) 林業労働力の確保の促進に関する法律 (平 8 法 45) (農林水産省と共管)

- ・ 都道府県知事の基本計画の策定又は変更に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議 (4 条 3 項) に関し、当該計画の内容のうち、雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置に関する事項並びに就業の円滑化のための措置に関する事項 (同条 2 項 3 号及び 4 号) に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議は、事前報告・届出・通知とし、その他の事項 (同条 2 項 1 号、2 号及び 5 号) に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議は、廃止する。

〔農林水産省〕

(11) 農業改良助長法 (昭 23 法 165)

- ・ 都道府県の協同農業普及事業の実施に関する方針の策定又は変更に係る農林水産大臣への協議 (7 条 7 項) は、廃止する。

(12) 森林病虫害等防除法 (昭 25 法 53)

- ・ 都道府県知事の都道府県防除実施基準の策定又は変更に係る農林水産大臣への協議 (7 条の 3 第 3 項) は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 都道府県知事の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に係る農林水産大臣への同意を要する協議 (7 条の 5 第 2 項) は、被害が県域を越えて広域に拡大するおそれがある場合を除き、事後報告・届出・通知とする。

(13) 漁港漁場整備法 (昭 25 法 137)

- ・ 市町村長又は都道府県知事の漁港区域の指定又は変更に係る農林水産大臣の認可 (6 条 7 項) は、事後報告・届出・通知とする。

(14) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

- ・ 都道府県知事の農業振興地域整備基本方針の策定に係る農林水産大臣への協議(4条5項)に関し、当該方針の内容のうち、農業振興地域における農業生産の基盤の整備及び開発等に関する基本的な事項(同条2項3号)に係る農林水産大臣への協議は、廃止する。
ただし、当該事項(同条2項3号)について資料提供を行うこととする。
- ・ 市町村の農業振興地域整備計画の策定に係る都道府県知事への協議(8条4項)に関し、当該計画の内容のうち、農用地利用計画以外の事項(同条2項2号から6号)に係る都道府県知事への協議は、廃止する。ただし、当該事項(同条2項2号から6号)について資料提供を行うこととする。

〔経済産業省〕

(15) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と共管)

- ・ 主務大臣及び都道府県知事の商工組合等の設立認可、定款変更認可及び解散命令等に係る経済産業大臣への協議(101条の2第3項)は、廃止する。

(16) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40)(総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と共管)

- ・ 地方公共団体の産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の作成又は変更に係る主務大臣への同意を要する協議(5条1項、6条1項)に関し、当該計画の内容のうち、産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項、市町村及び都道府県における手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項及びその他産業集積の形成等の促進に関する重要事項(5条2項8号、9号及び12号)に係る主務大臣への同意を要する協議は、廃止する。

〔国土交通省〕

(17) 港湾法(昭25法218)

- ・ 港湾区域に係る国土交通大臣又は都道府県知事の認可(4条4項)に関し、重要港湾及び避難港に係る認可は、同意を要する協議とし、その他の地方港湾に係る認可は、事後報告・届出・通知とする。また、港湾区域の認可の基準の規定を、港湾区域が本来満たすべき内容に係る規定に置き換えるとともに、港務局に係る港湾区域の設定については是正措置を規定する。
- ・ 港湾管理者が料率の上限を定めて行う入港料の徴収又は当該料率の上限の変更に係る国土交通大臣への同意を要する協議(44条の2第2項)に関し、当該協議の対象となる港湾(施行令17条)を、国民経済・生活にとって影響の大きい港湾(スーパー中枢港湾)に限定する。
- ・ 港湾管理者の特定埠頭の運営の事業の認定に係る国土交通大臣への同意を要する協議(54条の3第3項)は、国有財産である港湾施設又は工事の費用を国が負担し若しくは

補助した港湾施設の貸付けに係らないものについては、事後報告・届出・通知とする。

(18) 道路法 (昭 27 法 180)

- ・ 都道府県知事の都道府県道の路線の認定、変更又は廃止に係る国土交通大臣への協議 (74 条 1 項) は、廃止する。

(19) 海岸法 (昭 31 法 101) (農林水産省と共管)

- ・ 海岸管理者の海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の施行に係る主務大臣の承認 (27 条 2 項) は、同意を要する協議とする。

(20) 下水道法 (昭 33 法 79)

- ・ 二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への同意を要する協議 (2 条の 2 第 7 項) は、同意を要しない協議とする。
- ・ 公共下水道及び流域下水道を設置する場合の事業計画の策定又は変更に係る国土交通大臣の認可又は都道府県知事の認可 (4 条 1 項、25 条の 3 第 1 項) は、市町村が設置する場合は都道府県知事への同意を要しない協議とし、都道府県が設置する場合で流域別下水道整備総合計画を策定していないときは国土交通大臣への同意を要しない協議とし、流域別下水道整備総合計画を策定しているときは国土交通大臣への事後報告・届出・通知とする。また、事業計画の認可の基準の規定を、事業計画が本来満たすべき内容に係る規定に置き換える。

(21) 河川法 (昭 39 法 167)

- ・ 市町村長がその管理する準用河川についてダム等の改良工事を行う場合の都道府県知事への協議 (100 条により準用する 79 条 2 項 2 号) は、廃止する。

(22) 都市計画法 (昭 43 法 100)

- ・ 都道府県の大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画の決定に係る国土交通大臣への同意を要する協議 (18 条 3 項) は、廃止する。
- ・ 市の都市計画の決定に係る都道府県知事への同意を要する協議 (19 条 3 項) は、同意を要しない協議とする。

(23) 国土利用計画法 (昭 49 法 92)

- ・ 都道府県の土地利用基本計画の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議 (9 条 10 項) は、同意を要しない協議とする。

〔環境省〕

（２４）大気汚染防止法（昭 43 法 97）

- ・ 都道府県知事の指定ばい煙総量削減計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議（５条の３第３項）に関し、当該計画の内容のうち、削減目標量及び計画の達成の期間（同条第１項４号及び５号（ただし、計画の達成の方途を除く。））に係る環境大臣への同意を要する協議は、同意を要しない協議とし、計画の達成の方途（同条第１項５号（ただし、計画の達成の期間を除く。））に係る環境大臣への同意を要する協議は、廃止する。

（２５）自然環境保全法（昭 47 法 85）

- ・ 都道府県自然環境保全地域の特別地区の指定又は区域の拡張に係る環境大臣への協議（49 条 1 項）は、廃止する。

（２６）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平 4 法 70）

- ・ 都道府県知事の窒素酸化物総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議（７条３項）は、同意を要しない協議とする。

（２７）ダイオキシン類対策特別措置法（平 11 法 105）

- ・ 都道府県知事の総量削減計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議（11 条 3 項）に関し、当該計画の内容のうち、削減目標量及び計画の達成の期間（同条 1 項 3 号及び 4 号（ただし、計画の達成の方途を除く。））に係る環境大臣への同意を要する協議は、同意を要しない協議とし、計画の達成の方途（同条 1 項 4 号（ただし、計画の達成の期間を除く。））に係る環境大臣への同意を要する協議は、廃止する。

３ 計画等の策定及びその手続の見直し

〔内閣府〕

（１） 中心市街地の活性化に関する法律（平 10 法 92）（内閣官房、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省と共管）

- ・ 市町村の基本計画の作成に係る内閣総理大臣の認定（９条 1 項）又は認定基本計画の変更に係る内閣総理大臣の認定（11 条 1 項）に関し、当該計画の内容のうち、中心市街地の活性化に関する基本的な方針、中心市街地の活性化の目標及びその他中心市街地の活性化のために必要な事項（９条 2 項 1 号、3 号及び 11 号）に係る内閣総理大臣の認定は、廃止する。
- ・ 基本計画の内容のうち、中心市街地の活性化に関する基本的な方針、中心市街地の活性化の目標及びその他中心市街地の活性化のために必要な事項（９条 2 項 1 号、3 号及び

11号)に係る規定は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

〔総務省〕

(2) 地方自治法(昭22法67)

- ・ 市町村の基本構想の策定義務に係る規定(2条4項)は、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化する。
- ・ 広域連合の広域計画の公表に係る規定(291条の7第3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(3) 消防組織法(昭22法226)

- ・ 都道府県の推進計画の策定義務に係る規定(33条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 推進計画の内容に係る規定(33条2項)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(4) 地方公務員法(昭25法261)

- ・ 人事委員会の職階制に適合する給料表に関する計画の立案に係る規定(25条4項)は、廃止する。

(5) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭37法88)

- ・ 市町村の総合整備計画の策定義務に係る規定(3条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 総合整備計画の内容のうち、整備を必要とする辺地の事情及び総務省令で定める事項に係る規定(3条2項1号及び5号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 総合整備計画に関し都道府県が市町村に協力して講じようとする措置の計画の策定義務に係る規定(3条3項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。

(6) 石油コンビナート等災害防止法(昭50法84)(経済産業省、国土交通省と共管)

- ・ 防災計画の内容のうち、防災に関する調査研究に関すること、特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること並びにその他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関することに係る規定(31条2項3号、15号及び16号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(7) 過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(農林水産省、国土交通省と共管)

- ・ 都道府県の自立促進方針の策定義務に係る規定(5条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 自立促進方針の内容のうち、過疎地域の自立促進に関する基本的な事項に係る規定(5条2項1号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村計画の策定義務に係る規定(6条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。

る。

- ・ 市町村計画の内容のうち、地域の自立促進の基本的方針に関する事項及び地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項に係る規定（6条2項1号及び10号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県計画の策定義務に係る規定（7条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

（8）市町村の合併の特例等に関する法律（平16法59）

- ・ 都道府県の構想の公表に係る規定（59条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

〔厚生労働省〕

（9）医療法（昭23法205）

- ・ 都道府県の医療計画の内容のうち、地域医療支援病院等の整備の目標に関する事項及び医療提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定（30条の4第2項9号及び13号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基準病床数制度のあり方については、各都道府県の次期医療計画の策定期間に合わせ、平成23年度までに結論を得ることとする。

〔農林水産省〕

（10）農山漁村電気導入促進法（昭27法358）（経済産業省と共管）

- ・ 都道府県農山漁村電気導入計画の策定義務に係る規定（2条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

〔経済産業省〕

（11）小規模企業者等設備導入資金助成法（昭31法115）

- ・ 都道府県の事業計画の作成に係る規定（12条1項）は、廃止する。

（12）中小企業支援法（昭38法147）

- ・ 都道府県が行う中小企業支援事業の実施に関する計画の作成に係る規定（4条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（13）中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平19法39）（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と共管）

- ・ 都道府県の基本構想の作成に係る規定（4条1項）は、廃止する。
- ・ 基本構想の作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定（4条1項、5条1項）は、廃止する。
- ・ 基本構想の内容に係る規定（4条2項）は、廃止する。

- ・ 基本構想の公表に係る規定（４条５項）は、廃止する。

（１４）企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 法 40）（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と共管）

- ・ 地方公共団体の産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の内容のうち、産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項、市町村及び都道府県における手続きの迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項及びその他産業集積の形成等の促進に関する重要事項に係る規定（５条２項８号、９号及び 12 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

４ その他の義務付け・枠付けの見直し

〔総務省〕

（１）地方自治法（昭 22 法 67）

- ・ 内部組織の設置及びその分掌する事務に関する条例を制定し又は改廃したときの総務大臣又は都道府県知事への届出（158 条 3 項）は、廃止する。
- ・ 議会から予算の送付を受けた場合における総務大臣又は都道府県知事への報告（219 条 2 項）は、廃止する。
- ・ 議会で認定された決算の総務大臣又は都道府県知事への報告（233 条 6 項）は、廃止する。
- ・ 条例を制定し又は改廃したときの総務大臣又は都道府県知事への報告（252 条の 17 の 11）は、廃止する。
- ・ 広域連合の広域計画の構成団体の長への送付及び総務大臣又は都道府県知事への提出（291 条の 7 第 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（２）地方公営企業法（昭 27 法 292）

- ・ 利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務（32 条 1 項）、減債積立金等の使途に係る規定（同条 3 項、4 項）、資本剰余金の源泉別の積立てに係る規定（同条 5 項）及び資本剰余金の使途に係る規定（同条 6 項）は、廃止し、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。また、議会の議決を経て、資本金の額の減少を行うことができることとする。
- ・ 欠損の処理の規定（32 条の 2）のうち繰越しに係る政令委任規定は、廃止する。
- ・ 企業団の監査委員の定数に係る規定（39 条の 2 第 5 項）は、廃止する。

〔経済産業省〕

- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）（財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と共管）
- ・ 主務大臣及び都道府県知事の協業組合の設立認可、定款変更認可及び解散命令等に係る経済産業大臣への通知（101 条の 2 第 2 項）は、廃止する。